

令和8年度



明るい選挙啓発 キャッチフレーズ・標語 大募集！

みんなが投票に行きたくなるような
キャッチフレーズや標語を募集するよ。
たくさん応募してね！



めいすいサウルス
(福井県ご当地めいすいくん)

投票所で確認してみよう！



(画像：総務省「親子連れ投票に係る周知チラシ」より引用)

① 投票用紙は全部で6色！

様々な選挙が同じ日に重なったとき、投票用紙が同じ色にならないように色を使い分けています。さて、どんな色の投票用紙があるでしょうか？

② 不正が行われないように チェックする人がいます！

投票所には「投票管理者」と呼ばれる投票所の責任者と、投票事務が公正に行われているか確認する「投票立会人」がいます。探してみてください！

③ 投票所に一番乗りすると投票箱の 中が見られる？

厳重に鍵がかけられている投票箱。その中を見ることができるのは最初に投票所に来た人だけ。貴重な経験ができるかもしれません。

☆投票所はお子さん連れでも大丈夫！

投票所に連れていくことができる子どもの範囲は、平成28年の法改正で「幼児」から「18歳未満」に拡大されました！みんなで投票所に行きましょう！

